

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：古物営業法（２－４）
根 拠 条 項：第２３条
処 分 の 概 要：古物商等に対する指示
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：
別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考：

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：古物営業法（２－５）
根 拠 条 項：第２４条第１項
処 分 の 概 要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：
別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考：

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：古物営業法（２－６）
根 拠 条 項：第２４条
処 分 の 概 要：古物営業の停止命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：
別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考：